

八王子囲碁連盟規約

第1条(名称)

この団体は、八王子囲碁連盟（以下「八碁連」という。）と称する。

略称を「八碁連」という。

第2条(構成)

八碁連は、八王子市内の地域ごとの囲碁愛好者で組織する別表記載の地区囲碁同好会（以下「地区同好会」という。）を会員として構成する。

第3条(目的)

八碁連は市民が、伝統文化である囲碁を通じて親睦を図り、健康が維持できるような機会を提供し棋力の向上を目指すとともに、囲碁の啓蒙と普及に努めることを目的とする。

第4条(事務所)

八碁連の事務所は、会長の自宅に置く。

第5条(事業)

八碁連は、第3条の目的を達成するため、主として次の事業を行う。

1) 囲碁大会を開催すること

(1) 八碁連が主催するもの

ア 八碁連囲碁大会（三段以上、二段以下）

イ 八碁連タイトル囲碁大会（名人、王座、天狗）

ウ 八碁連同好会対抗団体囲碁大会

エ 八碁連研修部囲碁大会（前期、後期）

オ 八王子市子ども囲碁大会

カ 女性囲碁大会

（2）地区同好会と共に催して行うもの

活きいき囲碁地区大会

（3）八王子市が主催し、八碁連が主管して行うもの

八王子市民文化祭囲碁大会

（4）日本棋院八王子囲碁連盟支部が主催し、八碁連と共に催して行うもの

級位認定囲碁大会

2) 原則として、地区同好会の会員を対象とする囲碁研修会を開催すること

3) 囲碁の普及を通じて青少年の健全な育成に寄与するため、小学校児童及び中学校生徒を対象とする囲碁教室を開催すること

4) 前項の事業を推進するため、八王子囲碁連盟青少年囲碁案内人（指導者）連絡会を設置する。

第6条（役員）

八碁連に、役員として会長1名、副会長1名及び理事4名（会長及び副会長としての理事を除く。）を置く。

2 会長は、八碁連を代表し、八碁連の事務、事業等を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長に代わって会長の業務を処理する。

4 理事は、理事会の協議に基づき、囲碁大会、会報、会計等の業務を分掌し、会務を処理する。

5 会計は、年度の終了時に当該年度の決算書を総会に提出する前に、前年度会計担当理事が監査を行うものとする。

第7条（役員の任期及び選任方法）

理事の任期は、毎年4月1日から翌々年3月31日までの2年間とし、会長及び副会長の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とするが、任期延長も出来る。

- 1) 当年の会長が翌年も会長職の継続を申し出た場合、或いは同好会会長から当年の会長の継続推薦が有り本人が承諾した場合、何れの場合も同好会会長の過半数の賛成があれば、会長職の任期延長ができる。
- 2) 会長の任期延長は、最大2年として副会長職+会長1年（当年）+延長2年とする。

任期延長をした会長は、会長本人が退任する年度には当年副会長が次年度に会長職を引継ぐ人事体制を取りって置くこととする。

- 3) 理事は、会長が推薦して理事本人が承諾をした場合は、任期の延長が出来る。

理事交替時期の引継ぎを考慮して、年度で1名とする。理事の所属同好会会長の承諾を要する。

- 4) 役員の任期延長は、原則として年度で1名とする。

2 理事は、次の方法により選任する。

理事の選任方法

毎年度開始前に、別表記載の順序に従い三つの地区同好会が、1名ずつ理事の候補者を八暮連に推薦するものとし、八暮連は年度最初の総会で、特に支障がない限り当該候補者を理事に選任するものとする。役員の任期延長がある場合は、会長から必要とする地区同好会に要請して、1名ずつ理事の候補者を八暮連に推薦するものとする。

3 会長は、毎年度最初の総会で前年度より任期が継続する理事の中から選任する。会長が任期延長をする場合は、当該会長を選任する。

- 4 副会長は、会長が毎年度理事の中から指名する。
- 5 役員の欠員により新たに役員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、任期が満了したときも、新たに役員が選任されるまでの間、引き続きその職務を行う。

第8条(総会)

- 総会は、地区同好会の代表者により構成するものとし、会長が招集する。
- 2 定例の総会は、毎年3月末までに開催するものとし当該年度の決算及び次年度の予算を審議し並びに会長及び理事を選任するほか、必要な議案を決定する。
 - 3 臨時総会は、必要な都度開催する。地区同好会は、全ての地区同好会の10分の4以上の発議により臨時総会の招集を求めることができる。
 - 4 総会は、半数以上の地区同好会の代表者が出席することにより成立するものとし、議事は出席者の過半数の賛成により決する。

第9条(理事会)

- 理事会は、総会で議決した事項及び日常の業務を処理するほか、総会に提案すべき事項を審議する。
- 2 理事会は、必要な都度会長が招集する。
 - 3 理事会は、半数以上の役員が出席しなければ会議を開くことができないものとし、議事は、出席役員の過半数の賛成により決する。

第10条(地区同好会の入退会)

- 八王子市内の15名以上の囲碁愛好者で組織し、この規約に適合する団体は、総会の承認を得て地区同好会として八碁連に入会することができる。

2 地区同好会は、八碁連を退会するときは、書面により会長に届け出るものとする。この場合、八碁連の資産の分与を請求することはできない。

第11条（地区同好会の事業）

地区同好会は、所属会員の囲碁例会を開催するほか、八碁連の活動を支援するため必要な事業を行う。

第12条（地区同好会の役員等）

地区同好会は、その円滑な運営を図るため、会員の合意により会長その他の役員を選任し、八碁連に届け出るものとする。

2 地区同好会の会長またはその代理者は、八碁連の総会に出席し、議案の決定に関与する。

3 地区同好会は、第7条第2項の規定により、その会員の中から八碁連の理事候補者を推薦する。

第13条（研修部）

地区同好会に所属する会員の囲碁技能等の向上に資するため、東浅川に研修部を置く。

2 研修部の円滑な運営を図るため、業務にかかる規程を定めるほか、部長、事務長等必要な人員を置く。

第14条（段級位の格付け）

八碁連は、地区同好会に所属する会員の対局を円滑に行うため、棋力の格付けの方法並びに段級位の昇格及び降格の手続きに関する規程を総会の議を経て定めるものとする。

第15条（八碁連会費）

地区同好会は、八碁連の事業に必要な費用に充てるため、当該地区同好会に所属する会員1名につき毎月100円の会費を八碁連に納入するものとする。

2 前項の会費は、毎年度6月及び12月の各月末日までに6か月分ずつ納入するものとする。

3 地区同好会は、前2項の規定により納入した会費の返還を求めることはできない。

第16条(会計年度)

会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条(収支予算及び決算報告)

会長は、毎年度末の総会に当該年度の決算及び次年度の予算を提案し、その承認を得なければならない。

- 2 会長は、毎年度第6条第5項の監査を経た上で、収支決算報告書を総会に提出し、その承認を得なければならない。

第18条(広報)

八碁連は、その活動の状況、囲碁大会の予告及び結果その他の広報を図るために、地区同好会に所属する会員に対して毎月または隔月に会報を発行するほか、ホームページを開設することができる。

第19条(相談役及び技術顧問等)

会長は、八碁連の運営、囲碁大会の競技等について助言または支援を求めるため必要があるときは、理事会の議を経て、囲碁技能に特に優れた愛好者を相談役または技術顧問として委嘱できる。

- 2 会長は、必要があるときは、専門知識を有する者に特に業務を委嘱し、分担させることができる。
- 3 会長は、広報や会計業務などにサポーターを委嘱できるものとする。

第20条(諮問機関)

会長は、必要があるときは、諮問機関を設置して、事案を諮問し意見を答申させることができる。

第21条(実行委員会)

会長は、必要があるときは、実行委員会を設置して緊急な事案や将来にかかる事案に関し対策を講じることができる。

- 2 実行委員会は、必要な事案について提言または建議を行うことができる。

3 会長は、提言があったときは、速やかに検討する。

第 22 条 (日本棋院八王子囲碁連盟支部)

八碁連の下部組織として、日本棋院八王子囲碁連盟支部を置く。この規約は、別に定める。

別表

地区同好会の名称	理事候補者を推薦する順序
浅川囲碁同好会	1
恩方囲碁同好会	2
元八王子囲碁同好会	3
中野囲碁同好会	4
大和田囲碁同好会	5
石川囲碁同好会	6
台町囲碁同好会	7
長房囲碁同好会	8
南大沢囲碁同好会	9

付則

- 1 この改正規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正された規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この改正された規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この改正された規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 1
- 5 この改正された規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

6 この改正された規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

7 この改正された規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

8 この改正された規約は、平成 30 年 11 月 7 日から施行する。

9 この改正された規約は、令和元年 11 月 5 日から施行する。

10 この改正された規約は、令和 4 年 3 月 13 日から施行する。

11 この改正された規約は、令和 5 年 3 月 12 日から施行する。

12 この改正された規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。